明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　一

〔告　示〕

○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五一）
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務二八）　三
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同二九）
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（厚生労働二四）
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産三五四）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同三五五、三五六）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八九、九〇）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九一）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識を定める件の一部を改正する件（海上保安庁四四）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛二三、二四）
○道路に関する件（関東地方整備局三〇）
○道路に関する件（近畿地方整備局二五、二六）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局三）
○道路に関する件（同四）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（九州地方整備局二〇、二一）

〔国会事項〕

公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）

〔人事異動〕

内閣府
諸事項

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

府令

○内閣府令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年二月七日

内閣総理大臣　菅　直人

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「歴史資料として重要な公文書等」を「特定歴史公文書等」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第一項第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第十一条第二項に規定する行政文書の管理状況に関する報告若しくは資料の徴収又は実地調査に関する事項

第二条第五号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十一条第一項第四号」を「第十一条第一項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十一条第一項第三号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第十一条第一項第二号に規定する行政機関から委託を受けた行政文書の保存に関する事項

附　則

この府令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。